

育児休業給付の手続きをされた 事業主・被保険者の皆様へ

育児休業給付の支給申請の際には次の項目を必ず確認してください

- ☑職場復帰の有無
- ☑育児休業延長の有無
- ☑次子の産前産後休業の取得の有無
- ☑雇用保険の喪失の有無

上記の申告・確認が漏れ、誤った支給申請となった場合該当する支給単位期間に支払われた金額を原則、一括で返納となります。

詳しくは千葉労働局HP掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/tetsuzuki/koyouhoken/ikuji_0001_00001.html



育児休業給付の支給対象期間延長について

原則、育児休業給付は1歳未満の子を養育するために取得した育児休業を対象としていますが、保育所における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳（1歳6か月）に達する日以後の期間に育児休業を取得する場合、その子が1歳6か月（2歳）に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

その為には、あらかじめ1歳（1歳6か月）に達する日の翌日について保育所における保育が実施されるように申込みを行っている必要があります。

詳しくは千葉労働局HPに掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】

<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/content/contents/001642619.pdf>



『保育が実施されない場合』の相談事例もご確認ください。

【URLはこちら】

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/tetsuzuki/koyouhoken/ikuji_0001.html



その他、雇用保険に関する情報は厚生労働省の[雇用保険制度](#)のページもあわせてご覧ください。



👉 各リーフレット等はホームページからの印刷をお願いします

育児休業給付に関する各種お手続きをされた場合、個々の返戻公文書にリーフレット等をあわせて添付させていただいていたところですが、これらのリーフレットを千葉労働局ホームページからダウンロードしていただく方式に変更することにより、事業主のみなさまの返戻公文書ダウンロード時間短縮による利便性向上等を図ることとさせていただきます。

お手数ですが、下記のご案内に沿って適宜ダウンロードしていただき、配付していただきますようお願いいたします。

※内容が改正される場合がありますので、常に最新のをダウンロードしていただきますようお願いいたします。

※リンク先にアクセスできない・ダウンロードができない時は、直接千葉労働局のホームページにアクセスし、ダウンロードしていただくようお願いいたします。

(お使いのPCによっては、セキュリティ等何らかの原因で下記リンクからアクセスできない・ダウンロードができない場合があります。その場合は、千葉労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き > 雇用保険関係 > 電子申請で交付される公文書に添付する各種リーフレットについて とアクセスいただくか、検索サイトにて「電子申請で交付される公文書に添付する各種リーフレットについて」と検索してください。)

育児休業給付関係資料

- ・ [育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の支給について](#)
- ・ [育児休業給付支給期間延長リーフレット（2歳まで）](#)

こちらもご確認ください。 [「Q & A 育児休業給付」](#)



雇用保険の手続については、以下の情報もご参照ください。

[□雇用保険事務手続の手引](#)

事業主の皆様向けに、雇用保険手続の方法について簡単にまとめたものです。

[□雇用保険に関する業務取扱要領](#)

ハローワークでの雇用保険業務の取扱方法について定めたものです。

[□電子申請事務センターについて](#)

電子申請事務センターでの雇用保険手続についてまとめたものです。